

平成28年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

平成28年6月17日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（14名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	広沢光政君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君	下水道課長	廣瀬裕君

議事日程

第1 第44号議案 専決処分の承認について

〔総務委員会審査報告 日程第2～日程第9〕

- 第 2 28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情
- 第 3 28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情
- 第 4 28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情
- 第 5 27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情
- 第 6 27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情
- 第 7 27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情
- 第 8 28第 3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情
- 第 9 28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第10～日程第15〕

- 第10 27第17号陳情 東大和市立図書館取り扱い図書の規制の強化並びに都に有害図書の定義の広範化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情
- 第11 27第21号陳情 国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情
- 第12 27第22号陳情 保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情
- 第13 28第15号陳情 義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情
- 第14 28第16号陳情 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情
- 第15 28第17号陳情 障がい表記へ改めることを求める陳情

〔建設環境委員会審査・所管事務調査報告 日程第16～日程第19〕

- 第16 28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情
- 第17 28第22号陳情 ちよこバス事業に関する陳情
- 第18 自転車対策について
- 第19 都市計画道路整備事業の促進について

〔議会運営委員会審査報告 日程第20〕

- 第20 27第16号陳情 市議会における著しく不当な重複趣旨たる陳情の受付拒絶等を求めることに関する陳情
- 第21 議第6号議案 舛添都知事の税金と政治資金の公私混同・私的流用について、その全容と政治的・道義的責任を明らかにすることを求める意見書
- 第22 閉会中の継続審査について
- 第23 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第23まで

午前 9時32分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 6月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る6月14日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、全議員から議第6号議案が提出され、確認をいたしました。

また、6月9日に提出されました議第7号議案について、6月14日に提出者から取り下げの申し出がございました。許可した旨の報告が議長からございましたことを御報告させていただきます。

なお、請願、陳情につきましては、6月14日正午までに提出はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

以上でございます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 第44号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第1 第44号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました第44号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由でございますが、平成27年度東大和市下水道事業特別会計におきまして歳入が歳出に対し不足することから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき平成28年度の歳入を繰り上げてこれに充てることといたしました。

このことに伴い、前年度繰り上げ充用金等の予算を平成28年度の下水道事業特別会計に計上する補正予算の編成が必要となりました。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年5月31日に専決処分させていただいたものでございます。

このため、本議会におきまして同条第3項の規定に基づき御報告をし、御承認を求めます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,121万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正で1の歳入であります。

第7款の繰越金は1,000万円の減額で、平成27年度決算において歳入が歳出に対し不足し、繰越金が生じないことから減額するものであります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は1,185万7,000円の減額で、下水道使用料徴収事務委託料や管渠等補修工事費など、契約差金等の減に伴います維持管理費の減額であります。

第3款の公債費は196万6,000円の減額で、公共下水道建設事業債等の利子の減額であります。

第6款の前年度繰り上げ充用金は382万3,000円の計上で、平成27年度の歳入不足に充てるものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第44号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

- 日程第2 28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第3 28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第4 28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情
- 日程第5 27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情
- 日程第6 27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情
- 日程第7 27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情
- 日程第8 28第3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情
- 日程第9 28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、日程第3 28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、日程第4 28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、日程第5 27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情、日程第6 27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情、日程第7 27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情、日程第8 28第3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情、日程第9 28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情、以上、陳情8件を一括議題に供します。

以上8件につきましては、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情、27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情、27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情、28第3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情、28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情、以上、陳情8件につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告いたします。

これら8件の陳情審査は、平成28年6月10日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部長、参事の出席を求め、審査を行いました。

主な発言は次のとおりでございます。

まず初めに、28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情の3件につきましては、陳情趣旨が関連するために一括議題に供し審査を行いました。

質疑はなく終了、次に自由討議に入りました。

一人の委員から2度の自由討議があり、内容については、この3つの陳情はいずれも来年4月からの消費税率10%への増税を中止するように政府に意見書を提出してくださいという内容であるが、陳情が提出されて以降、安倍総理は2年半延期すると言明はしていますが、法律としては現行法のもとでは来年4月から消費税率10%増税はこのまま実行されるという現状であることは変わりはなく、安倍総理は「新たな判断」という言葉を使って2年半延期するというふうに言っているわけですから、今回の陳情にあるとおり、市議会として、各党派としてもそのとおりなんだということを示す意味でも意見書を政府に上げるべきだと考える。この陳情が不採択ということになれば、本当に10%の増税中止をすることが本気なのかどうかということが市民の間でも懸念され残ってしまうので、今回の意見書を議会として上げる姿勢を示すことで市民の方へ安倍首相の本気度がわかっていただけるので、意見書を政府に上げるべきであるという発言がありました。

また、別の委員からは、消費税率の10%、来年4月から引き上げについては、政府与党のほうで明確に延期をすることが方針として示されており、その点については多くの国民から支持をされておりますので、この今の段階では今回のような意見書を上げる必要は全くないと考えていますとの発言がありました。

また、別の委員からは、今回の3つの陳情趣旨、陳情理由の部分に、2017年度4月からの10%引き上げをやめるようにといった文言が明記をされています。毎回の陳情審査では、陳情書に記載のある陳情趣旨、陳情理由の内容をどの委員会もどの委員も一番に重視してきたはずです。安倍首相は国民への記者会見で2年半消費税率の引き上げは延期を明言し、国民にも十分認識をされているので、現状においては今回の陳情を政府に上げるのは間違っただけのものになるので、今回の3件の陳情に関しては同意することはできませんとの発言がありました。

ここで自由討議を終了し、討論に入りました。

陳情に賛成の一人の委員から、現在の日本経済の状態、市民の暮らしの状態、中小企業の皆さん、大変に厳しい状態であることは明らかであり、安倍首相、政府与党が来年4月から10%への消費税率増税を2年半延期するという事で合意していることをもってして、今回の陳情は既に意味を失っているとの発言もありましたが、法律は残されており、現行法は来年4月に10%に増税されることになっております。「新たな判断」という言葉でさまざまなことが覆されるということになっており、新しい法律が制定されて初めてこの陳情が意味を失うことになるので、現在においては意見書を提出するべきであるというふうな考えがありますとの討論がありました。

以上で討論を終了し、起立採決の結果、28第23号陳情 国に対して「消費税率増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情は、起立少数で不採択と決しました。

また、28第38号陳情 消費税率増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました28第23号陳情と趣旨が同じでありますので、本件はみなし不採択と決しました。

同じく、28第39号陳情 消費税率増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました28第23号陳情と趣旨が同じでありますので、本件は同じくみなし不採択と決しました。

次に、27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情についての審査を行いました。

説明員の出席なく、質疑省略、自由討議なし、討論なし、直ちに採決を行い、起立なし。よって、不採択と決しました。

次に、27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情について審査を行いました。

質疑省略、自由討議なし、討論なし、直ちに採決を行い、起立なし。よって、不採択と決しました。

次に、27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情について審査を行いました。

質疑省略、自由討議なし、討論なし、直ちに採決を行い、起立なし。よって、不採択と決しました。

次に、28第3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情について審査を行いました。

質疑省略、自由討議なし、討論なし、直ちに採決を行い、起立少数。よって、不採択と決しました。

次に、28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情について審査を行いました。

質疑省略、自由討議なし、討論なし、直ちに採決を行い、起立なし。よって、不採択と決しました。

以上をもちまして、平成28年第2回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、総務委員会に提出された全ての陳情について討論を行います。

まず、28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情を採択し、意見書を提出すべきです。

消費税は、所得の低い人ほど負担が重い逆進性の強い税制であり、日本共産党は消費税増税に頼ることなく財源を確保すべきだと考えています。

所得が1億円を超えると負担の軽くなる不公平、軽減税率が適用されているはずの中小企業より大企業のほうが実質負担が軽い不公平、タックスヘイブンを利用した税逃れの不公平、こうした不正を是正し、担税力のあるところにきっちりと課税する応能負担の原則を取り戻すべきです。

とりわけ、来年4月から消費税を増税できるような経済状態でないことは明らかです。実質賃金は5年連続で減少し、減少幅は5%以上、年収400万円の世帯なら22万円以上減ったこととなります。日本経済の6割を占める個人消費は2年連続でマイナスとなりました。リーマンショック時でも翌年にはプラスに転じており、2年連続のマイナスは戦後初めての異常事態です。

IMFが4月に発表した世界経済見通しによれば、伊勢志摩サミットに参加したG7の中で、日本の経済成長率は極端に低く最低となっています。2015年実績ではアメリカ2.4、イギリス2.2に対し日本0.5、2016年予測ではアメリカ2.4、イギリス1.9に対して日本0.5、2017年予測でもアメリカ2.5、イギリス2.2に対して日本マイナス0.1で、日本は3年連続で最低となっています。悪いのは世界経済ではなく、日本経済だということ

です。アベノミクスの失敗は明らかです。

安倍首相は、税収が21兆円ふえたのがアベノミクスの果実だと言いましたが、そのうち9兆円は消費税増税による税収増であり、経済がよくなったわけではありません。比較した2012年の税収は、リーマンショック後の世界的な経済危機と東日本大震災の影響で激しく落ち込んだ異常事態のときのものです。消費税増税分9兆円を除けば、リーマンショック前の税収から5兆円も落ち込んでいるというのが実態です。

有効求人倍率が24年ぶりの高い水準にあるとして、アベノミクスの成果としています。しかし、政権発足直後と4月を比べて、有効求職者数が239万人から187万人に2割以上減ったのが最大の原因です。正社員採用が減り、非正規の求人ばかりがふえる中で就職を諦めた人がふえています。そもそも、アベノミクスが成功しているなら、消費税増税の環境がくれたはずで

いずれにしても、安倍首相は来年4月からの消費税増税を2年半延期すると声明しました。そのことをもって陳情は意味がなくなったから反対すると委員会で自民党、公明党の委員から発言がありました。

しかし、安倍首相の発言だけで消費税増税が延期されるわけではありません。法改正が行われない限り、来年4月から消費税10%に増税されますが、安倍政権は改正案すら示していません。

前回10%への増税を延期した際、安倍首相はさらに延期することはないと明言して選挙に臨みました。今回の再延期は公約違反ですが、首相は公約違反とは認めずに「新たな判断」だと強弁しています。参院選後にやはり予定どおり増税するという新たな判断を下すかもしれません。参院選で改選過半数をとれなかったら、国民の理解を得られなかったとして増税延期を撤回する可能性すら残されています。そんなことはない、安倍首相の言明を信じるべきだというなら、政権与党である自民党、公明党の皆さんはこの陳情に賛成をし、本気度を示すべきです。

次に、28第3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情には賛成します。

ヘイトスピーチ解消法も制定され、自治体としてもできる限りの対応を行うべきです。

27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情には反対です。

執務室は、与えられた条件のもとで目的に応じ合理的に構築すべきです。

27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情については、職員互助会の廃止など、職員の当然の権利を侵害し、待遇を悪化させる内容を含んでおり、反対です。

27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情には反対です。

法改正が既に行われており、外国人と日本人を差別的に扱うべきではありません。

28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情には反対です。視察は議員が必要と判断した際に行われるもので、恒例として外から強制されるものではありません。

以上で討論を終わります。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

〔11番 押本 修君 登壇〕

- 11番（押本 修君） 28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、以上、同趣旨3件の陳情に対しまして、自由民主党を代表し、反対の立場から討

論いたします。

この3件の陳情文章には、陳情趣旨及び陳情理由のいずれかに、来年4月からの消費税率10%への増税の中止を求めるとあります。陳情審査の基本として、陳情者が何を訴えているかを鑑みたとき、既に安倍首相が来年4月から予定されていた消費税率10%への引き上げの再延期を表明した後でありますことから、本来なら陳情者は本陳情を取り下げるべきだったと考えます。

また、本陳情に対する委員会での賛成討論の中で、首相が再延期を表明したとはいえ法律が改正されていない現状ではそれを信じるわけにはいかない、したがって本陳情は採択するべきとの意見がありましたが、6月1日の安倍首相の記者会見は閣議決定を経てのものであり、来年4月の消費税率10%への引き上げ再延期は間違いなく決定されたものと判断いたします。

よって、本件、同趣旨3陳情には賛同しかねるとの立場であります。

以上、討論いたします。

[11番 押本 修君 降壇]

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。興市会を代表し、28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、28第38号、同39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、27第18号、同19号、同20号陳情、28第3号、同12号陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、まず28第23号、同第38号、同39号陳情についてです。

安倍首相が2017年4月からの消費税10%への引き上げを延期すると表明されたことから、本陳情の願意は達成されていること、そして我が国の将来を考えれば今後の消費税増税は必要であり、中止はあり得ず、延期であってしかるべきと考え、これら3陳情には賛成しかねます。

次に、27第18号陳情についてです。

各自治体の実情を何ら考慮することなく一般論を押しつける本陳情には賛成できません。

次に、27第19号陳情についてです。

陳情趣旨の1から3については賛同できますが、4については税金以外の歳入からこれに充当することは現実的に不可能であり、労働者である市職員に対する善意の労働者として当然の権利でもある福利厚生に対し、原資として税金を充当せざるを得ない状況に鑑み、本陳情には反対いたします。

次に、27第20号陳情についてです。

本陳情の趣旨は理解できますが、各自治体の実情を何ら考慮することなく一般論を押しつける姿勢はいかかなものかと考え、反対いたします。

次に、28第3号陳情についてです。

在日北朝鮮国民に対する懸念はごもっともですが、当市でこれまでこうした実例を見たことはなく、各自治体の実情を何ら考慮することなく一般論を押しつける本陳情には賛成できません。

最後に、28第12号陳情についてです。

動物愛護というお気持ちはわかりますが、政治家たる議員に対しこれら施設の視察を強制することは政治信条や内心の自由に鑑み不可能です。したがって、本陳情に賛成できません。

以上です。

[5 番 二宮由子君 降壇]

[14番 関野杜成君 登壇]

○14番（関野杜成君） 14番、関野杜成です。28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情及び28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、以上3件について討論をいたします。

この陳情3件は、5月25日、26日に提出され、本陳情議案となりましたが、その後、5月末日や6月初旬の報道によると、国の代表でもある総理大臣が消費税10%の増税を2年半延期すると発言があり報道され、全国に周知されました。それに付随して、自民党、公明党もこの決定に賛成し、合意したものと理解しております。

一国の総理や与党と言われる自民党、公明党が公の場で発言をしたのならば延期は間違いないと考えております。

以上の理由から、3陳情について反対討論といたしますが、委員会の討論の中では、総理が延期するとの発言はあったが法律改正は行われていないとの発言もありました。もし29年4月に消費増税を行うならば、2年半延期すると発言した総理や自民党、そして公明党は嘘つきとなります。その嘘をついたことを市民、国民はしっかりと覚えておき、これから行われる全ての選挙で両党に投票しないという方法をとるなど、市民、国民の権利を執行すべきであるとしてつけ加えて、私の反対討論といたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

28第23号陳情 国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 28第38号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、本件は、28第23号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 28第39号陳情 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情、本件は、28第23号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第18号陳情 市職員執務室の個室等の除去に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第19号陳情 東大和市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第20号陳情 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第3号陳情 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第12号陳情 東大和市議会議員及び東大和市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決めます。

- 
- 日程第10 27第17号陳情 東大和市立図書館取り扱い図書の規制の強化並びに都に有害図書の定義の広範化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第11 27第21号陳情 国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第12 27第22号陳情 保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情
- 日程第13 28第15号陳情 義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情
- 日程第14 28第16号陳情 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情
- 日程第15 28第17号陳情 障がい表記へ改めることを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第10 27第17号陳情 東大和市立図書館取り扱い図書の規制の強化並びに都に有害図書の定義の広範化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情、日程第11 27第21号陳情 国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情、日程第12 27第22号陳情 保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情、日程第13 28第15号陳情 義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情、日程第14 28第16号陳情 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情、日程第15 28第17号陳情 障がい表記へ改めることを求める陳情、以上、陳情6件を一括議題に供します。

以上6件につきましては、厚生文教委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） ただいま議題に供されました27第17号陳情 東大和市立図書館取り扱い図書の規制の強化並びに都に有害図書の定義の広範化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情、27第21号陳情 国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情、27第22号陳情 保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情、28第15号陳情 義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情、28第16号陳情 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情、28第17号陳情 障がい表記へ改めることを求める陳情、以上6件の陳情について、厚生文教委員会における審査の過程及び結果を御報告申し上げます。

この審査は、平成28年6月13日に本委員会を開催し行いました。

6件の陳情は、いずれも説明員がなく、質疑を行わず、直ちに自由討議に移りました。

自由討議、討論ともに発言者はおりませんでしたので、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、いずれも起立なし、よって、27第17号陳情から28第16号陳情までの6件の陳情の全てを不採択と決しました。

以上をもちまして、平成28年第2回定例会厚生文教委員会の報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。（「28第17号陳情」と呼ぶ者あり）申しわけありません、失礼いたしました。訂正させていただきます。

27第17号陳情から28第17号陳情、以上6件の陳情は全て不採択と決しました。

以上をもちまして、平成28年第2回定例会厚生文教委員会の報告とさせていただきます。

議長におきまして、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 日本共産党を代表いたしまして、27第17号陳情、27第21号陳情、27第22号陳情、28第15号陳情、28第16号陳情、28第17号陳情、以上6件の陳情に対し、反対の立場で討論いたします。

27第17号陳情、図書館取り扱い図書に関する陳情に対してですが、図書館で取り扱う図書の選別は、市民の声や図書館職員などの声を参考に行うべきであり、市議会として意見をすることはふさわしくないと考えます。また、規制の強化は表現の自由を侵害することにつながるおそれもあることから、本陳情には反対いたします。

続きまして、27第21号陳情、動物の殺処分を禁止することについての陳情ですが、保健所での動物の殺処分に対しては、動物愛護の観点からも陳情者の思いには賛同するところではありますが、殺処分される動物をなくすためには、ペットショップ等で動物を売り買いする行為や飼い主の登録制度の導入なども含め、国民的な議論が必要であると考えことから、本陳情には反対いたします。

続きまして、27第22号陳情、動物の殺処分に関する施設見学を義務教育課程に含むことについてですが、学校教育に関することは現場の先生方の意見が尊重されるべきであり、市議会から強制するものではないと考えることから、本陳情には反対いたします。

続きまして、28第15号陳情、義務教育課程における平和教育に係る課題図書についてですが、こちらも先ほどの陳情同様、学校教育においては現場の先生方の意見を尊重するべきであること、また教育の中立性を保つためにも市議会として課題図書について求めるべきではないと考えることから、本陳情には反対いたします。

続きまして、28第16号陳情、消滅の危機に瀕する言語の保全についてですが、保全の必要性については陳情者に賛同するものではありませんが、教育委員会がどのような具体的手法をとるのかということにまで市議会から求めるべきではないと考えることから、本陳情には反対いたします。

最後に、28第17号陳情、障がい表記へ改めることについてですが、これらの表記については当事者の方々からも賛否両論、さまざまな意見があり、また障害者が健常者と同じように普通に暮らしていける社会をつくることこそ差別をなくすためには必要と考えることから、本陳情には反対いたします。

以上です。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、興市会、大后治雄であります。興市会を代表し、27第17号、同21号、同

22号、28第15号、同16号、同17号陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、まず27第17号陳情についてであります。

実例等を挙げることもなく、何ら具体性がない本陳情には賛同しがたいと考えます。

次に、27第21号陳情についてであります。

動物愛護という気持ちはわかりますが、動物愛護の観点から、人里離れた場所に放つことに起因する動物虐待や環境破壊等も考えられることから、本陳情には反対いたします。

次に、27第22号陳情についてであります。

低年齢者の健全な精神の育成を擁護し進めるべき立場としては、PTSD等の発症なども懸念されることから、本陳情には反対いたします。

次に、28第15号陳情についてであります。

平和教育は重要であります。が、図書館に課せられた社会教育の内容はそれにとどまらず多岐にわたるものであり、恒常的に一律に殊さら平和教育のみを押し出すことは図書館の本分から逸脱しかねないと考えられるため、本陳情には賛同し得ないのであります。

次に、28第16号陳情についてであります。

本陳情についても、28第15号陳情と同様の理由により反対いたします。

最後に、28第17号陳情についてであります。

実例に立脚したものではなく、机上の空論、一般論にすぎず、本陳情には賛同しがたいと考えます。

以上であります。

[ 6 番 大 后 治 雄 君 降 壇 ]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

27第17号陳情 東大和市立図書館取り扱い図書の規制の強化並びに都に有害図書の定義の広範化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第21号陳情 国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第22号陳情 保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第15号陳情 義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第16号陳情 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第17号陳情 障がい表記へ改めることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

日程第16 28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情

日程第17 28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情

日程第18 自転車対策について

日程第19 都市計画道路整備事業の促進について

○議長（関田正民君） 日程第16 28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情、日程第17 28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情、日程第18 自転車対策について、日程第19 都市計画道路整備事業の促進について、以上陳情2件を一括議題に供し、所管事務調査2件については報告を行います。

以上4件につきましては、これより建設環境委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） ただいまに議題に供されました28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情、以上陳情2件につきまして、建設環境委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの審査は、平成28年6月14日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

まず、28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情につきましては、議題に供した後、朗読終了後、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

1番目の質疑者からは、市はこれまで市民に対し十分に説明をしたと思っているか、住民の理解を得られるようわかりやすい説明が大事ではないかとの質疑がありました。市側から、尾崎市政以降に行われた事業に関する説明会や意見交換会、パブリックコメントの実施、また基本構想や実施計画に関する市民説明会、地域連絡協議会の開催等を行ってきており、3市及び小平・村山・大和衛生組合は十分な説明をしてきているとの認識が示されました。そして、市民の理解が得られていないという認識はありつつ、4団体として適切な説明な回答を行っている旨の答弁がありました。

2番目の質疑者からは、現在の情報提供の状況と、そこで不足しているものは何か、また行政が成すべき情報開示と現時点でできていないと思われる情報提供の内容及びその手法は何か、またライフサイクルアセスメントの現状、健康被害に対する安全性の確保の計画は何かとの質疑がありました。市側から、説明会とともに衛生組合の広報紙えんとつへの毎回の情報記載、臨時号での情報提供がなされていることを示しつつ、民間委託へのコスト比較について説明が不十分であったとの認識を持っていることが述べられました。そこで、東大和市の3月議会において運営費の東大和市における年間負担割合の額を説明したとし、これは妥当なものとの認識が示されました。また、地域連絡協議会においては、今後とも丁寧な説明と情報提供に努める旨の発言がありました。ライフサイクルアセスメントについては4団体では実施していないということ、それは分析の設定条件で数値に変動があること、そしてCO<sub>2</sub>の排出については容器包装リサイクル法に基づく処理が環境負

荷が少ないとの認識が示されました。健康被害、特にVOCについては、ほかの民間施設や近隣自治体の施設では対策の実施がなされていないが、計画をされている施設についてはVOC対策、臭気対策に力を入れた施設をつくる予定であるとの答弁がなされました。

3番目の質疑者からは、場所や費用対効果、処理品目数の変遷等について、4団体が決定した経緯を十分に説明されてきたのか再度確認したいとの質疑がありました。市側から、場所については、東大和市桜が丘2丁目122番の2先において、既に平成6年秋口から東大和市が暫定的施設を運営していることが述べられ、いずれにしても市のリサイクル施設を行う場所は当地しかないとの認識が示され、これを市単独で行うのか、3市共同で行うのかとの話がありました。また、品目については6品目から2品目への変更について市民説明会等で説明会を行ってきており、場所も品目もこれまでの経過、経緯は市民へ説明をしているとの答弁がありました。

4番目の質疑者からは、ここまで市民に対する説明や資料提供をしてきた上で、なお事業の必要性そのものまで話が戻ってしまうことへの市の見解はどのようなものか、総論賛成、各論反対となりやすい課題において、総論の合意形成にまで到達していないのはなぜかとの質疑がありました。市側から、廃棄物が出される以上、処理施設の必要性は理解してもらえると考えるが、自分の住居に隣接して建設されることへの抵抗感が議論を平行線にしているのではないかとの認識が示されました。また、廃棄物処理について、公設で行う、民間委託する、資源化処理をする、焼却するなどさまざまな手法があり、その中で何を選択するのかということになり、4団体は多摩地域の最終処分場への配慮等全体的な処理のあり方も考慮し、中間処理施設で安定的処理を公設で実施するとの選択をしたと述べられ、どの手法を選択するかという選択肢への意見を異にする市民と4団体との間に意見と理解の乖離があるとの認識が示されました。また、3市の資源化基準の統一の必要性があるとの認識もあわせて示されました。

5番目の質疑者からは、市民との意見の食い違いから説明が不十分と受け取られている現状を踏まえ、例えば連絡協議会で出された意見や提案の扱いはどうなっているのか、またその後処理はどうなっているのか、施設建設の必要性に関して出た意見についてはどのように扱っているのか、ライフサイクルアセスメントに関して地域連絡協議会の中ではどのような話し合いになっているのかとの質疑がありました。市側から、連絡協議会の議事進行では、ホワイトボードの使用や意見と回答文書を記載した文書の作成など工夫に努めていること、そもそも論についても議論に加えるなどしているとの現状が述べられました。意見の扱いでは、質問事項を列挙したチェックシートの作成などで議論の見える化を図っている。そして、施設の高さなどについていただいた意見もメーカーへの依頼に反映しているとの話がありました。施設建設の必要性については、日の出町の処分場を使用している多摩地区25市1町の現状を鑑み、プラスチック等の中間処理による資源化の選択肢をほかに変えるのは難しいこと、25市1町の減量計画の目標達成のためには、安定的処理のための公設の施設が必要であり、これは3市の市民への説明会でしているとの話がありました。連絡協議会でのライフサイクルアセスメントに関しての意見の取りまとめはなく、高効率の発電施設での全量焼却より容器包装リサイクル法に基づく再資源化のほうがCO<sub>2</sub>削減の効果があり、公設施設による資源化をしていく必要性があるとの認識をしているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議での意見は次のとおりです。

1番目の発言者からは、情報開示については常々適正に行われるべきという要求は当然であり、その努力も

求められるとの意見が述べられました。

2番目の発言者からは、東大和市議会が東大和市に対してこれらを適正にという陳情趣旨の文書に違和感があり、連絡協議会での取り組み以上のことができるのかという疑念がある。連絡協議会の中でやり方を工夫し進めていくのがよいと考える。文書化をする中で市民と4団体との意見の食い違いを公表することが大事ではないかとの意見が述べられました。

以上で自由討議を終了しました。

討論はなく、直ちに採決に入りました。

起立採決の結果、起立少数につき、本件を不採択と決しました。

次に、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情につきましては、議題に供した後、朗読終了後、説明員の出席はなかったため質疑を終了し、直ちに自由討議を行いました。

自由討議での意見は次のとおりです。

1番目の発言者からは、ルート変更、料金改定後の事業の現状はうまくいっていないと思われるところがあり、市民からさまざまな意見も出されており、会を開催することには賛成だ。開催に当たって、意見の取り扱い方法を決め、参加への呼びかけも工夫すべきであるとの意見が述べられました。

2番目の発言者からは、地域公共交通会議にはそれぞれの地域のメンバーが出されており、この声を反映することが大事だ。その際に検討していく期間を短くして、具体的なルートや地域情報をその議論に反映していくことが重要ではないか。その反映のシステムが地域公共交通会議には足りないのではないか。利用者のアンケートをとることも必要だとの意見が述べられました。

3番目の発言者からは、建設環境委員会が主催して市民の意見を聞けということも一理あるかもしれないが、地域公共交通会議というものがある。ここにおいて市民の声を聞いて新しいルートになったわけだ。赤字だという結果論だけを言うなら、地域公共交通会議の人たちに失礼だ。ある程度の年数での見直しを繰り返していかないといいものはできない。各利害関係者の意見を調整しながら方向性を定めており、それを理解することが大事だ。建設環境委員会主催で市民の意見を聞くというのは反対だとの意見が述べられました。

4番目の発言者からは、ちょこバスについては改善する必要があると考える。現段階で地域公共交通会議において活発な議論がなされており、ここには市民の代表も参加して意見を表明している。それをしっかり踏襲しながら議論を深めていくことが大事ではないか。ここをさらに充実することに力を注ぐのが重要であり、陳情者の趣旨は理解するが、現状で進めるべきではないかとの意見が述べられました。

5番目の発言者からは、陳情者の団体の人が審議会へ応募すべきだ。議会へ陳情を出すより、そのメンバーになり自分たちの調査をその場で説明することも大事ではないかとの意見が述べられました。

6番目の発言者からは、ちょこバス事業について市民の意見を議会が聞いてほしいという趣旨は自然なものだ。委員会の機能としてもそれが可能であり、こうした機会をつくることはもっともなことだ。今後の展開についても考慮の参考となる。所管事務調査としてもいいし、その中で過去の調査内容なども開示してはどうかとの意見が述べられました。

7番目の発言者からは、利用客の減少については誰もよしとしていない。公共交通空白地域を埋めるための事業としてはやむを得ない部分もある。陳情書の中には市民の意見やニーズの反映がされずとあるが、多少の値上げでも駅への乗り入れをしてほしいなどのニーズを最大に尊重した結果の現状である。これらの結果を短いスパンで判断することは難しく、長期的ビジョンに立ち時間をかけて精査する必要があるのではないか。現

在市としても改善の計画を進めているところだ。陳情趣旨には市民の意見を聞く会を開催とあるが、その理由の中には、実情を把握の上取りまとめ、行政に対して改善要請を行うという記載がある。陳情者の意図が趣旨にとどまらず、さらなる要請を委員会に持ちかけており、陳情そのもののルール、あり方としてどうかという疑問を払拭できない。昨年12月13日に出前講座が開催されたが、おおむねあのような形になると予想され、建設的な方向性を見出し一つにまとめることは難しいのではないかと。それより議員個人個人が日ごろの政治活動の中で市民ニーズをすくい上げ、必要なアドバイスを行政に行い、地域公共交通会議の場で議論してもらうよう働きかけることが大事ではないかとの意見が述べられました。

8番目の発言者からは、いろいろ意見を聞く場というものは多ければ多いほどよい。議会主催の報告会でテーマを決めて市民と意見交換をしている議会もある。テーマを決めて議員と市民が一緒に話し合い、ニーズを聞き出すことには意味がある。これは進めてもらいたいとの意見が述べられました。

9番目の発言者からは、各議員がそれぞれニーズをつかむということは確かに大事だ。しかし、一議員が議会に持ってきても、それはその議員の意見になる。ある種の客観性を担保するためなら、委員会での意見集約を自主的に行うことは不適當ではないのではないかと。陳情者の意見の聞き取りでも、賛否を含めて意見を聞いてほしいとあったので、この陳情は一定の方向性を持って決めつけるということではなく、柔軟に受けとめるべきではないかとの意見が述べられました。

10番目の発言者からは、ちよこバス事業は市が事業経営しているものであり、地域公共交通会議の主体性は尊重されるべきだ。その上で、今の円方式のルートの形態がいいのか、拠点方式をとった別のコースのあり方がいいのか検討しなければならないと考える。地域公共交通会議でのルート変更のサイクルについて、そのスパンの見直しが必要だし、厳しい目線でちよこバス経営の見直しを図らないといけない。陳情者の団体でも調査をされているようだが、時間やルートなどの指摘についてそれらを加味し、今後我々が公共交通会議の委員になったときはさまざまな提案をすべきであるとの意見が述べられました。

以上で自由討議を終了しました。

その後、討論はなく、直ちに採決に入りました。

起立採決の結果、起立少数につき、本件を不採択と決しました。

以上で建設環境委員会における陳情の審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

続きまして、委員会におきます所管事務調査の報告をさせていただきます。

東大和市建設環境委員会では、平成27年6月の委員会において、所管事務調査として「自転車対策について」を決定しました。調査目的を「現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するため」とし、この間、調査研究を進めました。

平成28年第2回定例会に当たり、建設環境委員会として取りまとめを行い、報告をさせていただきます。

建設環境委員会では、本所管事務調査を進める上で、大きく次の3点を掲げて関係事項について担当部課より説明を受けるとともに、委員会で視察先を決定し、他自治体での取り組みを調査研究いたしました。

調査項目は、①駐輪場の整備について、②自転車の安全で安心な利用について、③自転車を活用した健康づくり・街づくりについての3点です。

また、行政視察先は石川県金沢市、富山県富山市、東京都八王子市、東京都府中市を視察し、市内においては桜街道駅、玉川上水駅、東大和市駅の3カ所における駐輪場の現状を視察しました。

委員会においては、担当部課からの説明や各視察を踏まえた上で、各委員から種々の意見が出されました。

駐輪場の整備については、東大和市の各駅前、駅近辺の自転車駐車場では可能な限りの対応を行っているという認識がある。自転車駐車場の混雑緩和のために利用者責任を明確にした登録制を導入したらどうか。自転車駐車場の適正な利用者負担については検討の余地がある等の意見が出されました。

自転車の安全で安心な利用については、視察先において地元警察の協力を得ながら各種団体等と連携を図り、交通安全に関する啓発活動を展開しているのは当市として見習うべきである。視察市において、通行空間の確保に尽力している点はすばらしい。調査した自治体では、みずからの市の地理的条件を把握し考慮して安全対策等を行っているところに感心した。東大和市もみずからの地理的要件を考慮した議論が重要だと考える。視察市と東大和市の状況は違うので、自転車の安全面や利用促進にしても、原点に戻って実際に自転車専用道路をつくれるのか、歩行者との兼ね合いはどうかなどの現実的視点を踏まえることが重要だ。理想論ばかりでは実のある議論にならない等の意見が出されました。

自転車を活用した健康づくり・街づくりについては、レンタサイクルの取り組みについては、視察市は県庁所在地であり、同様の手法を東大和市で用いていくには無理があると考ええる。自転車マップの作成はよい案だ。レンタサイクルは多摩湖周辺などでスポット的に試行してはどうか。レンタサイクルは市の実情を勘案し、利用者がどれくらいいるかが懸念される。自転車を楽しむコース設定など、視察市等を参考に東大和市でも考えてみてもよいのではないか等の意見が出されました。

市の自転車対策について、この間の調査結果を踏まえ、調査の目的である施策の充実に資するために、建設環境委員会では各委員より出された意見を、便宜上、課題解決への取り組み方と時間軸を念頭に置いて、喫緊的課題、継続的課題、検討課題、緊急課題の4つの分類に整理をして検討しました。

また、これらの調査を進める中で、特に個々の事象について、今回の調査研究を通して得た知見をもとに各委員から出された具体的な意見が改めて提出されました。それらはお手元の報告書を御参照ください。

こうした経緯を経て、それぞれの意見分類によりその方向性が一定程度明らかになったと考え、分類上の喫緊的課題と継続的課題を継続して取り組む事項及び短期的に課題解決を目指すべき事項として一つにまとめ、積極的な推進を要望する内容として取りまとめました。

また、分類上の検討課題と研究課題を中長期的視野に立って将来的な事業実施や課題解決を念頭に関係部局による検討、研究をすべき事項として一つにまとめ、漸進的な推進を要望する内容として取りまとめました。

積極的な推進を要望する内容については、駐輪場の整備については当市としてまず最優先すべき課題が自転車駐車場の整備促進と放置自転車の対策であると認識を共有しました。市は調査をもとに、市の現状分析と対策検討を踏まえ、既に自転車等の駐車対策に関する総合計画を策定し実行に移しており、まずはこの計画が順調に推移し、施策効果が市民の目に見えるように努力を傾注していくべきであるとししました。

そのほか、詳細につきましてはお手元の報告書を御参照ください。

自転車の安全で安心な利用については、2015年、平成27年の道路交通法改正で自転車利用を取り巻く環境が大きく変わったことを受け、今後ますます重要な取り組みとなるのが自転車の安全運転等の市民啓発活動であるとの認識を共有しました。そして、市はもとより、警察、学校、地域団体等多くの関係者が協力していくことが重要とし、現在既に取り組みされている施策のさらなる推進とともに、歩行者も自転車も一般車両も安全で快適な運行ができる交通環境の構築に尽力してもらいたいと要望しました。

自転車を活用した健康づくり・街づくりについては、積極的な推進を要望する内容に分類されるものはなく、当市においては中長期視点で検討を進めるべき事項と判断しました。

漸進的な推進を要望する内容については、駐輪場の整備については、地下を活用した駅前自転車駐車場の整備等としました。自転車の安全で安心な利用については、条例制定や保険加入の推進は今後の課題として調査研究をするものとなりました。

自転車を活用した健康づくり・街づくりについては、自転車の活用を取り入れた形で、観光や健康施策、地域活性、コンパクトシティ推進など多様な事業展開がなされています。その幾つかを調査しましたが、本市においては現段階として緊急性が低く、今後中長期的に施策に生かしていけるよう調査検討を進めるべきだと建設環境委員会では判断しました。

今回の調査において、市の喫緊の課題である駅前の自転車駐車場の整備と放置自転車問題の解決、改正された道路交通法に基づく自転車走行の安全確保、交通安全の全世代にわたる意識啓発などが特に重要な課題として認識をされました。これらの課題の早期解決へ向け、市へはこれまで以上に着実な取り組みをお願いしたいと考えます。

また、先進的な取り組みとしてのレンタサイクルや共同利用、関連する条例の制定や計画の策定は時間をかけて検討すべきものと判断し、情報の収集と研究、検討をお願いいたします。

以上で、所管事務調査「自転車対策について」の報告といたします。

続きまして、都市計画道路に関する所管事務調査の報告を行わせていただきます。

東大和市議会建設環境委員会では、平成27年6月の委員会において、所管事務調査として「都市計画道路整備事業の促進について」を決定しました。調査目的を「現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するため」とし、この間、調査研究を進めました。

平成28年第2回定例会に当たり、建設環境委員会として取りまとめを行い、報告をさせていただきます。

建設環境委員会では、本所管事務調査を進める上で大きく次の3点を掲げて、関係事項について担当部課より説明を受けるとともに、市内現地視察等を行い調査を進めました。

調査項目は、①都市計画道路の現状について、②都市計画道路の将来の展望について、③都市計画道路の計画の現況における適正の是非及び今後の見直しに関しての3点です。

また、市内においては都市計画道路3・5・20号線、武蔵村山東大和線の視察を行い、その進捗状況を現場で確認いたしました。

委員会においては、担当部課からの説明や視察を踏まえた上で、各委員から種々の意見が出されました。

都市計画道路の現状については、3・3・30号線の整備促進については、東京都において優先整備に位置づけられているので、市としては促進を都に引き続き求めていく。これはぜひ促進を進めるべく東京都へ要望してほしい。歩道道路の促進もお願いしたい。都市計画道路において、過去に事業計画までできているものなどでいまだに未着工の事例など、現在おこなっている状況について、予算や年数など含めて記述を明確にしていく必要があると考える。こうした事業の立ちおくれの検証は必要だ等の意見が出されました。

都市計画道路の将来の展望について及び都市計画道路の計画の現況における適正の是非及び今後の見直しに関してについては、都市計画道路の必要性の判断基準はどうなっているのか、当初計画が立てられた時点と、それからかなり時間が経過して土地利用の状況や地元ニーズも大幅に変化してきている状況では、計画にある検証項目に即するだけでなく、地元東大和市の事情も大いに考慮に入れたほうがよいのではないか。行政側が必要性を認める計画道路について、実現性の低いものや現在の日常生活や交通状況に照らして本当に必要かどうか疑わしいものなども勘案して計画を見ていく必要があるのではないか。20年、30年後も必要とされるかど

うかを含めて計画は検証されるべきであり、計画ありきではなく、見直しや廃止も考えるということを経済圏圏へ意見していただきたい等の意見が出されました。

都市計画道路整備事業の促進について、この間の調査結果を踏まえ、調査の目的である「施策の充実に資する」ために、建設環境委員会では、各委員より出された意見を、便宜上、課題解決への取り組み方と時間軸を念頭に置いて、喫緊的課題、継続的課題、検討課題、研究課題の4つの分類に整理をして検討しました。

また、これらの調査を進める中で特に個々の事象について、今回の調査研究を通して得た知見をもとに各委員から出された具体的な意見が改めて提出されました。それらはお手元の報告書を御参照ください。

こうした経緯を経て、それぞれの意見分類によりその方向性が一定程度明らかになったと考え、分類上の喫緊的課題と継続的課題を継続して取り組む事項及び短期的に課題解決を目指すべき事項として一つにまとめ、積極的な推進を要望する内容として取りまとめました。

また、分類上の検討課題と研究課題を中長期的視野に立って将来的な事業実施や課題解決を念頭に関係部局による検討、研究をすべき事項として一つにまとめ、漸進的な推進を要望する内容として取りまとめました。

積極的な推進を要望する内容については、都市計画道路の現状については、現在市が整備を進めている3・5・20号線は、この事業が順調に推移するよう今後もその進捗状況を注視していきたいとの判断になりました。3・3・30号線の整備促進は、東京都において優先整備に位置づけられているので、市としてもその促進を引き続き東京都へ強く要望してほしいといたしました。

都市計画道路の整備は、市民生活を支えるインフラ整備として大変に重要な事業だが、多くの課題を解決する必要がある。市は都へ粘り強くその実現を要請し続けるとともに、これまでの未着工箇所に関して事業進捗状況を検証し、都市計画道路の整備の現状を市民がよりよくわかるように情報発信を今まで以上に積極的に行うべきと判断いたしました。

都市計画道路の将来の展望について及び都市計画道路の計画の現況における適正の是非及び今後の見直しに関しては、計画策定当初の需要と現在の土地利用状況や地元のニーズを考慮したとき、計画をそのまま進めることへの疑問があるとの認識をしました。そこで、市民に対し、都市計画道路に関する理解促進を図るための情報提供や啓発活動を積極的に展開することを望み、計画の促進や廃止などの要望を地元住民の意見が表明できる場を設け、それらを東京都へ届け、計画へきちんと反映していけるシステムづくりをすべではないだろうかという判断となりました。

漸進的な推進を要望する内容については、都市計画道路の現状については、漸進的な推進を要望する内容に分類されるものではありませんでした。

都市計画道路の将来の展望について及び都市計画道路の計画の現況における適正の是非及び今後の見直しに関しては、今後中長期的視点に立って都市計画道路の整備促進を考えると、自治体の総合計画や現実の土地利用を考慮しながらその整合性を図る必要性があり、現段階で実現困難な計画と考えられるものについては、将来にわたって計画廃止や見直しも視野に入れ検討していく必要があると考えました。

これからは、道路整備をしなくても、整備されたと同じ効果が得られる行政サービスでその不足を補える事業があるかどうかを探っていくなど、今後数十年にわたる社会構造の変化を見据え、将来の行政ニーズを踏まえたまちづくりを考慮に入れた都市計画道路整備のあり方を研究、検討していくべきだと建設環境委員会では判断しました。

今回の調査において、既に事業の進捗が著しいものや事業着手が決定したものについては、これを速やかに

かつ着実に推進することが重要だと判断します。とともに、都市計画道路に対する市民の認識も十分でないと思われることから、市は東京都とも連携をしながら情報発信に力を入れていってほしいと要望します。

そして、地元住民のニーズをくみ上げ、それを市や都がしっかりと把握していけるようなシステム構築を目指すことと、将来を見据えた上で計画内容の変更も含めた柔軟な対応ができるよう調査研究を進めていかれることを建設環境委員会としては期待したいといたしました。

以上で、所管事務調査「都市計画道路整備事業の促進について」の報告といたします。

以上で報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔20番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○20番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表して、28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情に賛成、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に反対の立場から討論を行います。

初めに、28第21号陳情であります。当市を含め、小平・村山・大和衛生組合と組合構成3市においては、約2年半もの間、この事業について地域住民に丁寧に説明を行い理解を得ることを目的に、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を開催してまいりました。

にもかかわらず、今回このような陳情を出された背景には、用地の選定過程、現状の処理方法とのコスト面での比較、将来的な3市の税負担の問題など、市民が合理的に理解や納得ができる説明や議論が行われていないのではないかと懸念を持たざるを得ません。

特にこの陳情では、地域住民の理解を得ることのみならず、広く市民全体に情報が行き渡っていないという陳情趣旨を述べておられますが、この点でも現状では市民の理解や関心は大変に薄いと言わざるを得ません。

本年5月14日に開催された通算29回目の会議となる平成28年第2回連絡協議会では、3市のごみ減量施策を優先し、リサイクルセンター建設はその後でもよいのではないかと趣旨の住民の質問に対して、小平の環境部長が次のように発言をされております。

私どもとしては、リサイクルセンターができないのであれば、3市ばらばらでもいいですよ。ごみ全体の

資源物だけではなくして、焼却も単独でやりましょうという話をしました。それでは、3市全体で皆さんに迷惑がかかるようなのであればそれぞれで負担を分担しましょう。そういう話で今は進めています。そのことが理解できないのであれば、小平は単独でやりますよ。それでよいということであればそうさせていただきます。

この発言は、当市が周辺地域住民の理解を得ることを前提に2品目処理を進めるという代案を提示したこと、また3市4団体が平成25年11月25日に署名捺印をした確認書の最後に記載のある住民が参加できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進めるという合議内容を根本から覆すほどの重要な信義違反の発言と受けとめざるを得ません。

さらに、6月11日に開催された平成28年第3回連絡協議会においては、参加者からこの発言についての撤回と謝罪等を求めたことについて持ち帰って検討するとされながら、本音の発言であったことは認めたものと伺っております。本音であればなおさらのこと、本来は行政間で解決すべき問題について、連絡協議会に誠実に参加されている地域住民に責任を転嫁する発言と言わざるを得ず、地域住民の信頼を得て事業を進めるという3市4団体の合意が反故にされてしまうことになります。

今後も3市が協調して安定的なごみ処理事業を行っていくためには、本事業について地域住民はもとより、広く市民に対して誠実に説明を尽くし理解を得られる努力を行っていくことを求めるものであります。

次に、28第22号陳情であります。ちよこバス事業に関しては、私も今までの経過を拝見した中で、見直しをすべきことが十分あると認識しております。

本陳情の趣旨では、市議会建設環境委員会が主催をし、ちよこバス事業について市民の意見を聞く会を主催することを求めています。現在市では交通事業者、有識者、各地域の市民の代表計16名によって構成される地域公共交通会議を定期的に開催し、その中で市民の代表より活発な意見が出されていると伺っております。

また、芋窪、向原、湖畔、清原などのちよこバスの空白地域においては、地域交通のあり方について懇談会を開催し、市民の要望により出前講座も実施されており、そういう中で、本年3月には東大和市コミュニティバス運行ガイドラインも示されるなど、市としても市民のニーズを把握し事業を改善していく努力は行われております。

これまでの市議会の質疑の中でも、現状でとり得る改善策として、市役所における乗り継ぎ時間の短縮や東大和市コミュニティバス運行ガイドラインで示された基準に基づき、事業の適正な見直しが行われることとされております。

今後、コミュニティバス事業の改善を進めるに当たり、地域公共交通会議の議論をより充実させながら、ちよこバスの利便性を高め、より多くの市民の皆様を理解していただけるよう改善に向けた活発な議論が行われることを期待し、注視していきたいと思っております。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 自由民主党の根岸聡彦です。私は、自由民主党を代表して、28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情及び28第22号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、それぞれに反対の立場で討論をいたします。

まず、28第21号陳情につきましては、陳情趣旨で、3市のごみ行政や財政に大きな影響を及ぼす施設であるため、市民全体に十分な情報が行き渡る必要がある、また建設予定地周辺住民に対しては、情報開示とともに

建設の必要性についての十分な説明が必要であると述べております。この点に関しては、建設の賛否を問うているわけではなく、必要な情報を開示し住民周知を徹底せよということでありますので、その点に関して特に反対をする理由はないと思料いたします。

しかしながら、反対する理由がないというのは、行政が住民に対して本当に情報開示を行わず、一方的に進めてきた場合に必要な情報を開示せよということが言えるのであって、行政が本当に情報提供してこなかったのか、そこに基本的に建設反対であるという意見を持つ方々の感情的な意図が含まれていなかったのか、その点をしっかり見きわめる必要があります。

本事業の検討は平成15年から始まっており、平成19年に3市共同資源化等に関する調査報告会や平成20年に3市共同資源化事業に関する住民説明会を開催しております。また、そこで当時の衛生組合では市民懇談会の設置を予定していたことから、市民懇談会の委員の選出をお願いし、平成20年5月に公募6名を含めた13名の委員をもって平成20年5月に設置されたことはさきの一般質問の中で御答弁をいただいております。

また、行政に確認をしたところ、平成24年以降の市民等に対する説明会の開催状況は、3市共同資源化事業に関する説明会8回、これは平成24年2月14日から3月21日まで、それから3市市長、組合管理者が出席した3市共同資源化事業に関する説明会が1回、平成25年8月20日に東大和市中央公民館で開催されたものであります。さらに、3市共同資源化事業基本構想（案）に関する意見交換会が3回、3市共同資源化事業基本構想市民説明会が3回、（仮称）3市共同資源物処理施設実施計画（案）、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設基本計画（案）市民説明会が平成28年1月12日と13日の2回開催されており、また施設整備地域連絡協議会におきましては平成26年2月12日から毎月1回、平成28年6月14日現在で計30回開催されており、その他の勉強会や施設見学会も含めれば37回を数えております。そして、それは今後も継続していく予定となっております。

また、陳情理由の中で、施設整備連絡協議会の住民参加の質問に対しても的確な回答が得られていないという記載がありますが、もし回答になっていないのであれば、他の自治会や参加団体からも問題提起があつてしかるべきところであるのですが、行政に確認をしたところ、そのような意見をいただいている状況はないとの回答でした。

このような施設建設に関する住民説明については、全ての人に100%理解してもらい、完璧に納得をしてもらうことは不可能であるといっても過言ではないと思います。

住民の理解が十分に得られていない理由として、一つは立地の問題、もう一つは公設で設置することの必要性であるという答弁が先日の一般質問でもありました。民間委託とのコスト比較につきましても、先日の委員会の場で回答は差し上げているという答弁がありました。

さらに確認したい点について、組合からこれ以上の質問は受けられない、受け付けられないと拒否されたのであればそれは問題だと思いますが、組合も含む4団体はこれまでも、そしてこれからも住民の疑問や不安に対して真摯に向き合い、適切に対応していくものと信じております。

以上のことから、行政による住民周知は相当レベルのものが既に実施されていると思料され、また今後も施設整備連絡協議会を開催していくことで住民の意見に耳を傾ける姿勢が示されているものと認識でき、あえて議会から行政に対して物申す必要性はないと判断する次第であります。

3市共同資源物処理施設の建設は、施設の老朽化などのための不燃・粗大ごみ処理施設や焼却施設の建て替えとともに、東大和市民8万6,000人から排出される廃棄物を安定的に確実に処理するためには大変重要な施設であり、さらに東大和市単独で全ての廃棄物を処理することは大変困難であると考えます。

さらには、多摩地域の各自治体の動向からも、小平市、武蔵村山市、そして当市で構成し広域的に処理を行っている一部事務組合で処理をしていくことの選択は正しいものと考えております。

そして、本陳情を採択することは、この将来の焼却施設の更新に大きな影響を及ぼす危険性があると推察することができ、賛成をするということはそのことに対する責任を背負うことが求められると考えます。

一般質問と重複するところもありますが、8万6,000市民の廃棄物が適正に処理され、また一方でそのことによって市財政に過度な負担がかかり、別な観点から8万6,000市民の安定した生活が脅かされることのないように、そういった安定した生活が確保されることを望み、反対討論といたします。

次に、28第22号陳情についてであります。本陳情は平成28年第1回定例会のときに建設環境委員会に付託され、不採択となった陳情に若干の変化をつけて再度提出してきたものであります。

前回の28第7号陳情に記載されていた運行ルート、乗車賃見直しの即時実現に向けた市民懇談会の設置や毎月1日と15日のちょこバス運賃の無料日設定等、委員会内で不採択の理由の一つとなった内容を市民の意見を聞く会を開催することで建設環境委員会として行政に提言させようという趣旨がうかがえるものであります。

委員会の自由討議の中でも申し上げましたが、今回のルート改正を検討する地域公共交通会議を傍聴させていただき、市民アンケートの結果として一番多かった声が、料金が多少上がっても構わないので駅に乗り入れてほしいというものだったと記憶しております。

そういった市民のニーズを最大限取り入れて改正を行ったにもかかわらず、現在の状況になっているわけで、その数値を見るだけで市民のニーズ、意見の酌み上げは不十分だということは行政にとって非常に酷であると言わざるを得ないわけであります。

ちょこバスに関しては、行政としても今回のルート改正後の現状を受け、改善のための手だてを検討しているところであるとのことであります。具体的には、起終点の変更、市役所での乗り継ぎ時間の短縮になることですが、この修正は総合福祉センターは〜とふるの開設に合わせ、新たなバス停設置とともに実施されることとであり、この変更がどの程度効果があるのか、それを見守ることも必要であると考えます。

ちょこバス事業については、地域公共交通会議という協議機関があり、5人の市民委員が参加され適正に機能しております。

行政サイドでは、これからも懇談会等で地域の方々の意見を伺う場を設定していくと聞いており、これから一定の変更を試みようとしている中で、今の時期にあえて常任委員会の一つである建設環境委員会が市民の意見を聞く会を主催する必要はないと判断し、本陳情には反対をするものであります。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[1番 森田真一君 登壇]

○1番（森田真一君） 日本共産党を代表し、28第21号陳情並びに28第22号陳情について、それぞれ賛成の立場から討論をいたします。

まず、28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情についてですが、本陳情は、同建設計画がごみ行政や財政に大きな影響を及ぼすものであるため、市民全体、とりわけ建設予定地周辺住民に十分な情報開示と説明が必要であるとして、その適切な実行を求めています。計画のどの段階においても市がそれらを果たすのは当然の責務であり、本陳情の趣旨は妥当なものであると考えます。

また、環境・健康被害の問題ですが、施設をつくれれば必ず環境・健康被害が露見しているというわけではあ

りません。しかし、日本共産党市議団は、杉並区に1回、寝屋川市には2回視察に行き、揮発性有機化合物による環境・健康被害、いわゆる杉並病や寝屋川病の存在は否定できない事実であると考えます。3市と衛生組合の4団体も揮発性有機化合物による環境・健康被害を絶対に起こさないとは明言していません。科学的に未知な部分が多く、こうすれば必ずシャットアウトできると言えないからです。

最後に、3市共同資源物処理施設建設地域連絡協議会の状況から見ても、施設の必要性や予定地選定理由等について参加住民の多数が納得してないことは明らかです。周辺住民の皆さんの理解を得ないまま事業を強行すべきではありません。

続きまして、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情についてですが、本陳情は、ちょこバス事業について、市議会建設環境委員会に対して市民の意見を聞く会を開催するように求めるものです。

平成27年度版議員の手引にも明記されているとおり、委員会の権限の中に常任委員会の調査権として、委員会条例が定める所管事項の範囲内で自主的・能動的に調査を行うことができるとされており、市民がその権限の行使を委員会に求めるのは自然なことです。

ちょこバス事業が当初見込みから大きく落ち込んでいることは事実であり、市民が心配してさまざまな意見を寄せるのは喜ばしいことです。議会が不断に住民からの意見を収集することは好ましいことであると考えます。

以上です。

[1 番 森田真一君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) やまとみどりの床鍋でございます。やまとみどりを代表して、28第21号陳情、28第22号陳情に賛成の立場で討論を行います。

まず、28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情に関しまして、この文言を素直に読んでいただきたいと思えます。

これは、この計画を進める東大和市を含む4団体がみずから宣言したもので、当然守らなければならない当たり前のことを守ってほしいと至極当然のことを述べたものであります。

市議会としては、この陳情のあるなしにかかわらず、4団体の一員である東大和市が誠実にこれを行うことをチェックする義務を負っているわけです。しかしながら、およそ30回を重ねる地域連絡協議会においてこれがなされていないために、東大和市議会に陳情するに至ったわけです。

我々市議会議員は、行政が市民に寄り添って仕事をしている場合には、これを見守り、また支援する、また逆にそうでない場合、毅然としてこれを是正していくことを市民に負託されてこの議場にいるわけです。

先ほど、8万6,000市民のごみ行政に対して責任を、この陳情を採択することになれば、8万6,000市民のごみ行政に関してどうなるか、責任を負わなければいけないという発言がありましたけれども、この陳情を採択することによってなぜそのような論理になるのかが全く理解はできません。議員の皆様におかれましては、その市民の負託に答えていただきたいというふうに思っています。これを適正に行うことに関してなぜ反対するのか全く理由がわかりません。

先ほど、行政に聞く、行政に聞くという討論がありましたけれども、我々は市民から負託されているので、これは市民に聞いていただきたいというふうに思っております。

次に、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に関しましては、ちょこバス事業に関しては現在市はルート変更や料金の変更などさまざまな施策を行っておりますが、利用者は減り、赤字も拡大しているところがあります。

この事業の性質上、採算がとれないことは当然のことではあります、できるだけこれを少なくし、また利用者の満足度を上げるべく、市の諮問機関である地域公共交通会議からの政策提言を受け改善の努力を日々されていることは承知をしております。

今回の陳情は、市議会の委員会の一つである建設環境委員会において広く市民の意見を聞く場を設けてほしいとするものであります。

さきに述べた地域公共交通会議にも確かに市民の委員が選出されておりますことから、一定の市民の意見は反映されていることと思います。しかし、一方で、採算路線から撤退したバス会社からも委員も出ており、利害関係者も入っていることから、おのずとこの会議の限界性もあると認識しております。

多くの市民にとって利害がぶつかり合う問題に関しては、一方の意見よりも多方面からの意見を多く聴取する必要がありますと考えます。ちょこバス事業の所管事務を取り扱う建設環境委員会がこれを行うことでもっとたくさんの意見を聞くことができ、よりよい地域交通のアイデアが出ることと思います。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

[ 21番 床鍋義博君 降壇]

[ 4番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情に反対の立場で、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

まず第21号陳情については、委員会の中でも意見を述べさせていただいたとおり、市議会が東大和市に対してできることは、現在行われている住民参加の地域連絡協議会の中で4団体との協議以上のことはないと考えます。十分な説明や理解を深めるためには、地域連絡協議会の進行の工夫や改善を求めます。

次に、第22号陳情についてです。

ちょこバスに関してはさまざまな意見が出され、ルートの設定や利用料、またそもそもちょこバスの運行目的が市民のニーズと合っていないのではないかという声も聞かれるところです。

これまで議会の委員会主催で意見を聞く会を開催したことはないかと思いますが、意見を聞き市民ニーズを把握することは必要なことと考えます。

これまで議会報告会を行ったときにも市民の方から御意見をいただきました。また、開かれた議会を目指して議会改革を積極的に行った自治体などでは、テーマを決めて議会が主催で市民との意見交換会を行って成果を上げているところも出てきています。

私たち東大和市議会も、議会あるいは本陳情趣旨にあります委員会主催で市民の声を聞く会を開催できれば、市民の声をより市政に反映することができると考えます。

ちょこバスに関しては、地域公共交通会議で検討されています。詳細な分析や検討はもちろん地域公共交通会議で行っていただくことですが、多様な市民のニーズを受けとめるためには、議員が個々にではなく、議会として、委員会として話を聞くことの意義は大きいと考えます。

今回のルート変更、料金改定に対する批判としてではなく、東大和市の公共交通について、市民の側から見

れば日常生活の中での移動手段について今後どのようなものがあるとよいかという広い視点で話ができる場の設定を望みます。

以上です。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[14 番 関野杜成君 登壇]

○14 番（関野杜成君） 14番、関野杜成です。初めに、28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情に対する討論を行います。

この陳情趣旨は、建設反対ではなく、建設に関する説明を求める陳情と理解しております。もしこの陳情が建設反対の陳情であれば、賛成することはできません。

なぜなら、ごみに関しては行政が責任を持って行わなければいけない事業であり、また小平市、武蔵村山市、東大和市の3自治体は今までお互いに迷惑施設と言われる施設を共同で行ってきた経緯があります。小平には焼却場、武蔵村山にはし尿処理場、そして東大和には今後建設される3市共同資源物処理施設です。

この件は、長期にわたり多くの陳情などが出てきており、以前中央公民館で組合管理者が出席した会で、中島町自治会の方が、焼却施設は反対でした、しかし、住んでる限り、生きてる限りごみは出る、本当は反対だけでも、どこかに必要になる、だから建設に賛成したということ思い出したと同時に、私が建設環境委員長のとときに出了た陳情も思い出しました。今回の陳情者とは違いますが、そのときの陳情では、事前打ち合わせのときに健康面が気になるとの陳情書を見たとき、陳情者に健康面に対する不安の陳情ですかと聞いたところ、はいと答えましたが、私はその中で、私なら現在住んでいるマンションの価値が下がるという文章も入れたいなというふうに話したところ、私たちも入れたいが、見た目がよくないということで入れなかったとの話を覚えております。また、そのときに、湖畔などにも土地はある、そこなら賛成するとの話もあり、憤慨したことを覚えております。

しかし、あれから年月がたち、現状の説明会などでは環境に対する話も少なくなり、また以前の陳情で出された健康面に関しては、VOC対策や臭気対策、建築の高さなど、もとの計画上での住民の不安点は改善が図られているものと認識しています。

今回の陳情に関しては、説明の不十分な部分、そのことが説明会に出席している住民の質問に答えられない、また答えられる資料がないなどにより不安があるものと理解しております。

そこで、私はこの数日間、委員会での議論や両面から私なりの判断材料を集めてきました。

最近、市民との話が行われる協議会には私は参加、傍聴していませんが、以前傍聴したとき、行政側の説明を遮る形で質問が行われたり、説明と違う質問をしたり、質問に対して行政の回答が出たこなかったりと、建設的な議論が行われていない状況を私は覚えております。そのときの出席者も少ない状況でしたが、そのようなやりとりが現在も行われているのかと思っておりましたが、委員会の中ではどのような説明に対してどう答えたか、答えてないかをホワイトボードを使った方法でリスト化したりチェック方式をとって、行政と市民の意見や回答など、すれ違いがないような方法がとられているということも認識しました。

また、委員会答弁の中では、十分な説明ができてないとありましたが、今後も必要な情報の提供に努めてまいりたい、丁寧な説明を続けていくとともに掘り下げた説明に努めていきたい、また今回の陳情理由にもあるライフサイクルアセスメントに関することについては、審査の中で環境の負荷は少ないと国の見解が出て

いると回答がありました。

このような状況の中で、もしこの陳情が可決した場合、しなかった場合、両面を考えたとき、現状の3市の状況を考えると、もしこの計画が頓挫すれば、反対している住民の方はよかったとなります。しかし、そのことによりもし焼却施設がなくなれば小平の二の舞にならない状況もあり、もしその状況になったとしたことを考えたときに、ごみ処理場に対しても今よりも2倍、3倍のコスト、20億円を超えるコストがかかってくる可能性があると考えました。そう考えたときに、この負担を全市民に負担させることとなります。

また、コストがふえれば他の政策についても実施できなくなり、高齢者福祉、児童福祉など多くの分野にも影響が出てくると考えました。

私は、全市民に今後これだけの負担をお願いをすることはできないと考えております。しかし、説明をわかりやすく行うのは当たり前のことであります。以前の陳情者からの意見としても、健康被害に懸念があると意見があり、VOC対策、臭気対策、建設の高さに関しても変更などを行った対策を行ったこと、また最終処分場などの今回の施設だけの問題でなく、全体的な計画の中での必要性など、説明をしっかりと行い理解してもらえよう丁寧な説明を行っていくことが必要と考えております。

以上のことから、委員会の中で答弁で市が答えたように、より掘り下げた説明と丁寧な説明を行うと行政は発言しました。その発言を信じて、またこのしっかりと丁寧な説明を行うことを要望して、反対討論いたします。

次に、28第22号陳情 ちょこバス事業に関する陳情です。

この陳情については、以前からこれだけの赤字が続くのならば、事業自体をやめるか、福祉バスの意味合いを持たせた事業にすべきと何度となく質問をしてきました。福祉バスならば事業費と考えずに黒字にする考えでなく、その予算で行うサービスとして考えるからです。

しかし、市側の答弁は、交通不便地域に対するものとして一貫して答弁してきていることを覚えております。その交通不便地域のためのちょこバスも何度もルート変更が行われ、その変更の中で、私の住む芝中住宅では、導入から撤退、そして導入との流れにより、以前からあった路線バスの量もちょこバスが導入される前の3分の1に現状はなっしまい、ある意味、交通不便地域を解消するはずが、交通不便地域をつくってしまったのではないかと疑問を持っております。

また、陳情の理由にあるように、市民の意見、ニーズ把握や反映についてもしっかりとできているのか疑問があります。

しかし、ちょこバスに関しては、以前も議会で検討委員会を行いました。それから月日もち現状も変わっている中で、このまま行政の意向のまま運営をするのか、今後このちょこバスの運営をやめるのか、今後も進めるならどうやって現在の赤字を解消するのか、この点について行政だけに任せず、議会としても市民の意見を聞き提言などをすることは必要と考えます。

議員の皆さん、本当に現在の年間4,000万円、いや最近では5,000万円を超える赤字のままのこの事業でいいと考えているのでしょうか。行政の予算の議決権を持っている議会が5,000万円を超える赤字でよいというなら反対すればよいですが、この赤字を少なくし、浮いた予算で市民サービスを行うことを考える、またこの赤字ならば事業を終了させる、または福祉バスとしての事業展開にするなど、どのような考えでも議会として動き、答えを出す必要があると考えております。

本当に税金を無駄に使わせないためにも賛成に回っていただきたいとお伝えして、賛成討論いたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。（「議長、発言よろしいでしょうか」  
「訂正」「訂正です」と呼ぶ者あり）

○14番（関野杜成君） 申しわけございません。先ほど28第22号陳情のところでは小金井と言うところを小平というふうにも、（「21号陳情」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、21号陳情のほうに関して、小金井と言うべきところを小平と言ってしまったので、小平と言ったところを小金井に訂正をお願いいたします。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第21号陳情 東大和市は、3市共同資源物処理施設建設に関して市民に対し十分な説明や理解を深めることを前提に計画を進めることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 可否同数。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に関する可否を裁決いたします。

本件については、議長は不採択と裁決いたします。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第22号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

#### 日程第20 27第16号陳情 市議会における著しく不当な重複趣旨たる陳情の受付拒絶等を求めることに関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第20 27第16号陳情 市議会における著しく不当な重複趣旨たる陳情の受付拒絶等を求めることに関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

[議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇]

○9番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました27第16号陳情 市議会における著しく不当な重複趣旨たる陳情の受付拒絶等を求めることに関する陳情につきまして、議会運営委員会の審査経過と並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

この審査につきましては、6月14日に本委員会を開催し、質疑を省略、自由討議、討論はなく、起立採決の後、起立なしで不採択と決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

27第16号陳情 市議会における著しく不当な重複趣旨たる陳情の受付拒絶等を求めることに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件は不採択と決します。

---

## 日程第21 議第6号議案 舛添都知事の税金と政治資金の公私混同・私的流用について、その全容と政治的・道義的責任を明らかにすることを求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第21 議第6号議案 舛添都知事の税金と政治資金の公私混同・私的流用について、その全容と政治的・道義的責任を明らかにすることを求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

議第6号議案 舛添都知事の税金と政治資金の公私混同・私的流用について、その全容と政治的・道義的責任を明らかにすることを求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（関田正民君） 日程第22 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

厚生文教委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

## 日程第23 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第23 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時35分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 大 后 治 雄

署 名 議 員 中 間 建 二

署 名 議 員 東 口 正 美